

## 正門、吉田南間の交通整理について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年4月27日）

標記の件について、自動車を過度に優遇しないよう担当者に注意してほしい。

2016年4月26日4限後のように、殺到した学生が長時間待たされると、学生の移動が次の授業に間に合わないばかりか、大学を出入りするすべての人の通行の妨げとなる。

また、雨の中自転車を足止めして自動車を優先するなど、良識を疑わざるをえないような交通整理も横行している。

そもそも自動車と歩行者・自転車は強者と弱者の関係にあり、後者が優先されなければならないことは言うまでもない。

以上を鑑みて交通整理が適切に行われているとは到底言えない現状が続いており、せめて混雑が予想される時間帯の視察だけでもお願いしたい次第である。

【回答】（回答日：2016年6月15日）

（施設部プロパティ運用課より）

・警備員による交通警備は、公道上又は公道に接続されている私有地やその接続部分に於いて、交通事故防止・交通の円滑な流れを促す事を目的として、他者に任意の協力を求めることを業務としています。

あくまで一般公道を通行する車両に対しては、任意の協力を求める事が業務となり、警察官等の行う交通整理と違って法律的に特別な権限はありません。

・本部構内の警備員は入構整理等を業務としており、正門付近の歩行者及び自転車の安全確保に従事しております。

具体的には、本部構内正門と吉田南構内正門・北門間を移動する本学関係者である歩行者及び自転車と、東一条通を通行する車両及び小学校児童をはじめとする歩行者との交錯による事故を未然に防止するために、歩行者及び自転車の交通整理及び注意・指導をしています。

警備員は、本学関係者（歩行者及び自転車）には注意・指導ができますが、一般公道を通行する車両を強制的に停車させる権限はなく、協力を求めて交通の安全を確保することになります。

・4月27日、28日、5月2日、6日、9日、10日の、それぞれ午後4時15分から30分の間に確認しましたところ、その時々状況によって東一条通を通行する車両を優先的に通行させる場合、本学関係者（歩行者及び自転車）を優先的に通行させる場合があるものの、警備員は概ねバランスよくスムーズな交通整理をしてまいりました。

・今後も状況を把握し、的確な交通整理により交通事故防止に努めるとともに交通の円滑な流れを図っていきます。

・事故が発生すれば却って時間が掛かることとなります。お互いが譲り合う気持ちを持って事故が発生することがないように、今後とも、ご理解とご協力をお願い致します。